

# 山梨県公報

号外第六十六号

平成二十三年

八月一日

月 曜 日

## 目次

### 公 告

建設業法に基づく監督処分(二件)……………一

## 公 告

### ● 建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十三年八月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年七月二十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社八木沢興業

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町上八木沢九十八番地

3 代表者の氏名 佐野小太郎

三 許可番号 山梨県知事許可(特 二一)第七七七五号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事(以下「公共工事」という。)に係るもの又は公共工事以外の建設工事であつて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金

等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているもの

2 期間 平成二十三年八月二日から八月三十一日までの三十日間

五 処分の原因となつた事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

### ● 建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十三年八月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年七月二十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社地場工務店

2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町金川原八百五十番地一

3 代表者の氏名 地場亜紀子

三 許可番号 山梨県知事許可(特 二一)第五〇五九号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事(以下「公共工事」という。)に係るもの又は公共工事以外の建設工事であつて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているもの

2 期間 平成二十三年八月二日から八月三十一日までの三十日間

五 処分の原因となつた事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条の規定に違反し、公正取引委員会におい

て排除措置命令を受け、この命令が確定した。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番